

国立大学法人 弘前大学

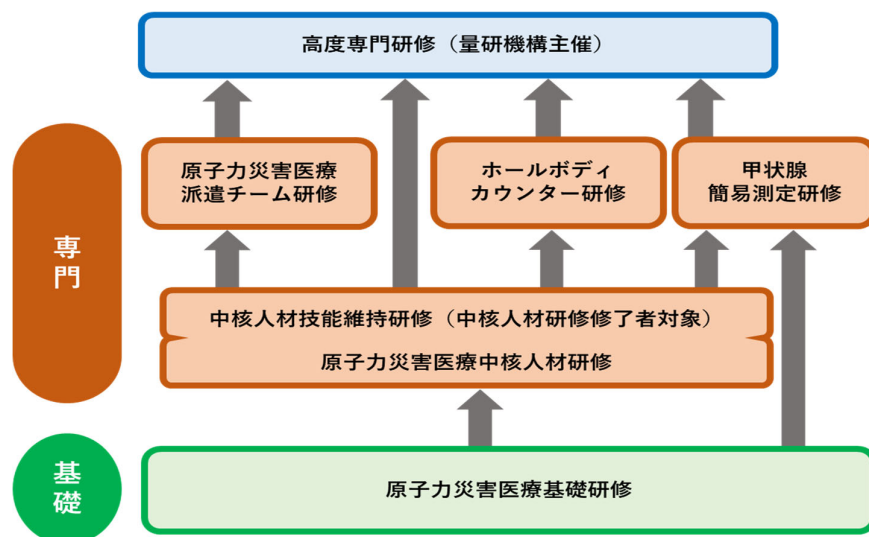
令和 8 年度原子力災害対策事業費補助金（原子力災害等医療実効性確保事業）

令和 8 年度第 1 回第 2 回弘前大学原子力災害医療中核人材研修 募集要項

本研修は、令和 8 年度 原子力災害対策事業費補助金（原子力災害等医療実効性確保事業）（以下、補助金事業という。）の一環として、弘前大学が年 2 回開催するものです。

原子力災害医療に関する各種研修は、令和 3 年度から新たに体系化され、基礎→専門→高度専門とステップアップ方式で行われることになりました。

このことにより、令和 2 年度まで各支援センターが実施しておりました「原子力災害医療中核人材研修」及び「原子力災害医療派遣チーム研修」は「専門研修」に区分され、専門研修を受講するには各自治体・原子力災害拠点病院が開催する基礎研修の修了が必須となります。（下図参照）



1 目的

「原子力災害拠点病院」は、災害拠点病院であることを要件として指定されることになっており、24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制が求められています。本研修は原子炉施設等が立地する道府県等において、原子力災害が起きた際にも、医療拠点となる病院として機能できる様に、放射線による被ばくや放射性物質による汚染を含む被災者の受入れ対応などについて高度・専門的な知識と技能を習得し、中心的役割を担える中核人材等の養成を目的とする専門的な教育研修です。

※「原子力災害拠点病院」の指定要件については、[「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」](#)（令和 7 年 10 月 原子力規制庁）を参照して下さい。

2 対象者

原子力災害拠点病院もしくはその候補となる病院及び原子力災害医療協力機関^{*1}の医師、看護師、診療放射線技師など。

*1 原子力災害医療協力機関は、原子力災害医療協力機関の基本的要件7項目のうちの「A)被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療を行うことができること」又は「C)原子力災害医療派遣チームを編成し、その派遣体制を有すること」に該当する機関に限ります。
(原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件 10 ページ参照)

3 受講資格

以下のいずれかに該当する方が受講可能です。

(1) 申込時点で受講資格を有する方

令和3年4月以降に開催された

- ・原子力災害医療基礎研修
- ・原子力災害医療中核人材研修
- ・原子力災害医療中核人材技能維持研修

のいずれかを修了しており、修了証書の有効期限内である方。

(2) 申込時点では受講資格がないが、取得予定の方

申込時点で受講資格が無い場合でも、本学中核人材研修の開催前までに、道府県または拠点病院等が開催する原子力災害医療基礎研修を修了予定の方については、お申込みを受け付けます。

※ただし、本学中核人材研修の開催前までに基礎研修の修了が確認できない場合、当該研修を受講することはできません。

4 募集人員及び研修期間

募集人員 各20名

研修期間 第1回：令和8年8月26日(水)～8月28日(金)

第2回：令和8年9月8日(火)～9月10日(木)

5 実施場所

〒036-8564 青森県弘前市本町66-1 (JR弘前駅よりバス約15分)

国立大学法人弘前大学 大学院保健学研究科

交通アクセス <https://ghs.hirosaki-u.ac.jp/access>

6 研修内容

別紙 時間表（案）のとおり

到達目標

- 現場での除染処置がなく、汚染の程度が不明な患者でも受入れることができる
- 原子力災害拠点病院における医療チームの中心的メンバーとなることができる
- 被ばく・汚染した患者に関し、自身の病院で何が対応可能か、何を院外に依頼するかを判断できる

カリキュラムの特徴

- 複合災害、大規模災害等による原子力発電所の事故も含め、原子力災害に伴う放射線事故を想定
- 想定問題を医療及び線量評価の面からグループ討議する机上演習
- 患者受入れ・除染処置等を含めた実習

7 研修修了について

研修修了時に実施するポストテスト（到達度確認テスト・20問）の正解率が80%以上であることを修了要件とします。

8 受講料

無 料（主催者側で負担、所属機関・参加者の負担はありません）

※本研修は原子力災害時の医療体制整備に資するため、補助金事業の一環として実施され、原子力災害時の医療拠点となる病院の中核人材等養成のための教育研修と位置づけられています。

9 交通費・宿泊費について

本学の旅費規定に基づき、交通費及び宿泊費を支給いたします。支給詳細については決定後お知らせいたします。

10 申込要領

被ばく医療研修ポータルサイトよりお申込みください。（「入力操作の手引き」参照）

ポータルサイト <https://retms.nirs.qst.go.jp/>

※DMAT 隊員の方は、個人情報ページ【備考欄（資格等）】にその旨をご記入いただけますと幸いです。



申込期限：令和8年7月24日（金）

11 受講決定通知

- (1) 研修開始日の3週間前までに本人宛に結果を通知します。応募者多数の場合には受講人数を調整させていただくことがあります。(受講決定は、先着順ではありません)なお、研修開催日の2週間前においても受講決定通知が届かない場合は問い合わせ先までご連絡下さい。
- (2) 受講決定者には経費支払いに関する情報及び書類、研修日程等受講に必要な諸事項を送付します。
- (3) 受講決定後でも社会通念上相当とする理由がある場合は受講決定を取り消す場合があります。
- (4) 受講決定後の参加申込みの取り消しは、原則として認めませんが、やむを得ない事情による場合には「辞退届(様式任意)」の提出が必須となります。

12 中核人材研修の修了証有効期限について

原子力災害医療各種研修の修了証有効期限は当該研修修了日の3年後の年度末であり、期限内に同一研修の再受講により3年間更新としておりましたが、中核人材研修に限り有効期限の起算方法が変更されております。(令和5年1月～)

*例えば有効期限 2027/3/31の方が、令和7年度に再受講すると2030/3/31まで期間延長されます。

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
変更前	初回受講	→			↓		
			再受講	→			

残り1年分が無効になっていた

変更後	初回受講	→					
			再受講	→			

初回受講の有効期限を起算年度として期間延長

13 問い合わせ先

〒036-8564 青森県弘前市本町6-6-1

弘前大学 放射線安全総合支援センター 事務局

Tel : 0172 (39) 5474, 5060, 5064 Fax : 0172 (39) 5451

E-mail : crss-jimu@hirosaki-u.ac.jp

個人情報の取り扱いについて

お申込に際してご記入いただきました氏名、住所、口座番号等の個人情報は、本学の個人情報保護規程に基づき厳重に取り扱い、原子力災害対策指針に基づく原子力災害時における医療体制等の整備に向け、本研修の受講記録として管理・保管すること及び、下記の利用目的以外では一切使用いたしません。

- ① 原子力施設立地・隣接道府県、原子力規制庁、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターからの受講記録照会のため
- ② 受講者への連絡のため
- ③ 講師への情報提供のため
- ④ 研修修了後のフォローアップのため
- ⑤ その他研修業務の遂行のため

* 被ばく医療研修ポータルサイトのサイトポリシーも参照ください